

三重とわか国体 四日市市環境衛生対策実施要項

1 趣旨

この要項は、第76回国民体育大会四日市市医事・衛生基本計画に基づき、第76回国民体育大会「三重とわか国体」（以下「大会」という。）における環境衛生対策について万全を期するため、必要な事項を定める。

2 実施方法

三重とわか国体・三重とわか大会四日市市実行委員会は、三重とわか国体・三重とわか大会実行委員会と相互に連絡調整を図るとともに、関係機関等の協力を得て環境衛生対策を実施する。

3 環境衛生対策

(1) 環境衛生に対する意識の向上

関係機関・団体等と連携し、市民及び大会参加者等の環境衛生に対する意識の向上を図り、環境美化の推進に努める。

(2) 会場の環境美化

関係機関・団体等と連携し、競技会場及び練習会場等の衛生管理体制を確立し、会場を清潔に保持するよう努める。

(3) 生活環境の美化

関係機関・団体等と連携し、会場、宿舎等の周辺における道路、河川、公園等公共の場所の清掃を積極的に行うとともに、ごみの不法投棄、空き缶等のポイ捨ての防止に向けた啓発に努める。

(4) 宿舎の衛生対策

関係機関・団体等と連携し、宿舎の管理者に対し、宿泊者が快適な条件のもと過ごせるような宿舎及びその周辺の環境衛生の保持に努めるよう指導する。

(5) 廃棄物の処理

会場等における廃棄物の発生抑制、分別収集を徹底し、可能な限りリユース及びリサイクルに努める。また、リサイクルができない廃棄物については、適正な処理を行う。

(6) ねずみ・衛生害虫等の対策

民間団体、地域住民等の協力を得て、ねずみ及び衛生害虫等の発生防止対策の啓発、予防・駆除の指導に努め、環境の浄化を図る。

(7) 飲料水の衛生対策

水道事業者、その他関係機関と連携し、必要に応じて水質検査等を行うと共に、施設等の維持管理に関する指導の強化を図るなど、飲料水の衛生保持に努める。

(8) 動物の適正管理

関係機関・団体等と連携し、会場、宿舎等の周辺における動物による危害の防止を図る。また、飼い犬・猫等の適正な飼養管理に向けた啓発に努める。

4 その他

(1) この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

(2) 競技別リハーサル大会における環境衛生対策についても、必要に応じてこの要項を準用する。

付則

この要項は、平成31年 3月 8日から施行する。